

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

また、許可の有効期間を令和 8 年 7 月 31 日までとする。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間
めばる一枚網漁業	2	定めなし	横須賀市夏島町 1 番地にある護岸北東角より真方位 76 度 14.8 分の線から横須賀市津久井、三浦市南下浦町上宮田境界線と最大高潮時海岸線との交点より真方位 130 度 58.2 分の線に至る神奈川県海面。ただし、共第 1 号共同漁業権の漁場の区域を除く。	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	横須賀市鴨居、走水に漁業根拠地を有している者	1.網の目合は 6 センチメートル以上とする。 2.網の張立時間は、15 時から翌日 10 時までとする。	令和 3 年 8 月 4 日から同年 9 月 3 日まで

ひらめ、たい、すずき一枚網漁業	2	定めなし	中の瀬航路 3 号ブイと同 4 号ブイとの見通し線から横須賀市野比地先サク根と千葉県富津市浜金谷港灯台との見通し線に至る神奈川県海面。ただし、中の瀬 B ブイと同 C ブイとの見通し線以西の海域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。	1 月 1 日から 12 月 31 日まで。ただし、たい、すずきを目的とする場合は 5 月 1 日から 12 月 31 日まで。	横須賀市鴨居、走水に漁業根拠地を有している者	<p>1.網の目合は次のとおりとする。</p> <p>(1)ひらめを目的とするもの 15 cm 以上</p> <p>(2)たい、すずきを目的とするもの 9 cm 以上</p> <p>2.網の張立時間は、15 時から翌日 10 時までとする。</p>	令和 3 年 8 月 4 日から同年 9 月 3 日まで
-----------------	---	------	--	--	------------------------	--	------------------------------